第二種電気工事士免状の交付申請について（認定の場合）

１.申請対象者

　・次のいずれかの条件を満たす島根県内に住民票をお持ちの方

　　（細部確認事項がありますので、申請前に下記提出先までご相談ください。）

1. 旧電気工事技術者検定規則による検定合格者
2. 職業訓練法による職業訓練指導員免許（職種：電工限定）を受け、公共職業訓練または認定職業訓練の実務に１年以上従事した者
3. 旧電気工事人事取締規則による免許を受け、昭和２５年１月１日以降で屋内・外配線業務に１０年以上従事した者

２．提出書類等

(1) 電気工事士免状交付申請書（様式１）

電気工事士免状を受ける資格は、前項②は「３」に、それ以外は「４」○印を付けてください。

(2) 前項の条件を満たすことを証明する書類（写し）

(3) カラー写真１枚（貼らずに提出）

・申請書提出前６か月以内に上半身、無帽、無背景で正面から撮影した縦４㎝、横３㎝のもので、裏面に氏名を記載してください。

(4) 免状交付手数料（電気工事士免状交付申請書に貼り付けて提出）

・5,300円分の島根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意を）

・島根県収入証紙は、島根県庁売店、島根県内の山陰合同銀行及び島根銀行等で販売しています。

(5) 住所等確認書類　　**※住基ネット確認を希望しない場合**

　　　・住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により申請者の氏名等を確認しますので、原則として提出は不要です。

(6) 免状送付先　　**※申請書記入住所と異なる住所へ送付を希望される場合**

・「郵便番号」「住所」を記載した書類（様式任意）を添付してください。

・免状は簡易書留で送付しますので、受取人がいる住所としてください。

３．提　出　先（持参または簡易書留でご提出ください）

　　〒690-0884　松江市南田町125-45　島根電設会館内

島根県電気工事工業組合

TEL 0852-21-7433　FAX 0852-31-8488

（様式１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電気工事士免状交付申請書  　　　令和　 年　　月　　日  　　　島根県知事　殿　　　　　　　　　　　　〒  　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所  　　　 (ﾌﾘｶﾞﾅ)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日(和暦　Ｓ・Ｈ　）  　　　　　　年　　　月　　　日生  (連絡先TEL：　　　　－　　　　－　　　　)  　電気工事士法第４条第２項の規定により電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり  申請します。 | | |
| ◎電気工事士免状を  　受ける資格 | １　第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する  ２　第二種電気工事士試験合格  ３　養成施設終了  ４　認定 | |
| ※　 受　 付　 欄 | | ※　　経 　過　 欄 |
|  | |  |

(証紙貼付欄)

|  |
| --- |
| ※手数料の金額をお間違えないようご注意ください。  ※手数料の間違い（過納、不足）に伴う簡易書留発送費用は申請者負担とさせていただきます。 |

（様式１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電気工事士免状交付申請書  　　　 令和　**〇**年　**〇**月　**〇**日  **住所は住民票住所を記載してください。**  　　　島根県知事　殿　　　　　　　　　　　　　〒**〇〇〇－〇〇〇〇**  　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所　**〇〇市〇〇町１－１**  　　　 (ﾌﾘｶﾞﾅ)　**シマネ　タロウ**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　**島根　太郎**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日（和暦　Ｓ・Ｈ　）  **日中でも連絡がとれる番号を記載してください。**  **〇〇**年　　**〇**月　　**〇**日生  （連絡先TEL：**１２３４**－**５６**－**７８９０**）  　電気工事士法第４条第２項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けたいので、次の  とおり申請します。  **申請条件に合わせて「３」と「４」どちらかに〇を付けてください。** | | |
| ◎電気工事士免状を  　受ける資格 | １　第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する  ２　第二種電気工事士試験合格  ３　養成施設終了  ４　認定 | |
| ※　　 受　 　付　 　欄 | | ※　　　　　経 　　過　 　欄 |
|  | |  |

(証紙貼付欄)

|  |
| --- |
| ※手数料金額をお間違えないようご注意ください。  ※手数料間違え（過納、不足）に伴う簡易書留発送費用等は申請者負担とさせていただきます。 |